

## 【アメリカ】 インターネットラジオを救済する法律の成立

海外立法情報課・井樋 三枝子

\* ネットラジオの著作権料支払いについては、関係者と著作権使用料仲裁委員会(CARP)やその後身の著作権料委員会(CRB)との間で、対立が絶えなかった。2007年にCRBが提示した新著作権料に対してもネットラジオ存続を危うくすると反対の声が上がった。これを解決するため連邦議会は、2008年10月16日インターネットラジオ合意法(P.L.110-435)を成立させた。

### CRBによるインターネットラジオの新著作権料制定

現在アメリカでは、放送等において音楽等を利用する場合の著作権使用料は、合衆国著作権局により常設される著作権料委員会(CRB)において、議会図書館長が任命する任期6年の3名の著作権使用料審査員(CRJ)が、公聴会や意見公募等の検討を経て、社会経済的に公平で適正な額を定めている。2007年3月CRBは、2006年から2010年に適用する従来と異なるネットラジオの最新の著作権料と徴収方式を定めた。新料金徴収は同年7月15日からで、例えばストリーミング方式放送の場合、次のようになる。

- ・ 1チャンネル当たり500ドルの基本料金を設定する。
- ・ 1利用者に1曲提供ごとに、2006年は0.0008ドルが課金され、2010年には0.0019ドルを課金する（非営利や学生ラジオ等は、1チャンネル月通算159,140放送時間までが最低500ドル。これを超える分については、通常の課金対象となる。）。

新方式で試算すると著作権料がネットラジオ局の売上の4～7割、小さな局では12倍を占めると概算され、ラジオ側から激しい反対の声が上がっていた。例えば、個人がチャンネルを自由に設定する無料ネットラジオPandoraは、新方式によると2006年の著作権料が20～40億ドルに上るともいわれる。それまで一般的なネットラジオは、売上に応じ一定割合(1割程度)を使用料として支払っていた。楽曲使用ベースで支払っていた大手のラジオ局でさえも、新料金では運営困難との不満の声を上げたのである。

### 繰り返される攻防

今回と同じような騒動は、2002年にも起こっている。1998年制定のデジタルミレニウム著作権法(P.L. 105-304)で、ネットラジオはレコード会社とアーティスト双方に著作権料を払うと規定されたが、著作権料についての調停の申立てが後を絶たなかった。そこで、1998年から2004年までの使用料等についてCARPが勧告したが、ネットラジオ側から、高額すぎて事業が成り立たないとの異論が噴出した。最終的に議会図書館は使用料をCARP勧告の半額と規定したが、なおラジオ側は反発し、連邦議会は、解決策として2002年小規模インターネットラジオ合意法(P.L.107-321)を制定した。

法律の内容は、小規模ネットラジオ、非営利ネットラジオについては、著作権使用料徴収許諾団体とネットラジオ側で合意した利用料を著作権局が追認するというものである。法律では「小規模ネットラジオ」は明確に定義されず、個人が趣味で運営する場合等も、非営利か営利か選択の余地があった。「小規模」とされなかったAOL等

大手営利企業、小規模や非営利のネットラジオはそれぞれ、全米レコード協会がネットの著作権料徴収団体として設立した SoundExchange と利用料の合意を成立させた。

2007 年の CRB 決定の新利用料については、SoundExchange もネットラジオに歩みより、1 チャンネル 500 ドルの基本使用料については適用せず、5 万ドルを上限とする合意をラジオ側と成立させていた。CRB に、この合意を採用するよう求める訴えや、新利用料の適用差止めを求める訴え等が連邦裁判所に提起されたが、棄却された。2007 年 5 月インスレー下院議員(民主党)とワイデン上院議員(民主党)は、新興、中小のネットラジオ等が新料金制度に反対し結成した団体の意向を受け、2007 年インターネット平等法案(S.1353, H.R.2060)を提案した。法案の内容は、2007 年 3 月の CRB が決定した新方式をすべて覆すもので、次のようなものであった。

- ・ 1 曲 1 視聴者につき使用料を計算する新方式を撤廃し、従来の売上高を基準に一定率を課す方式に戻すこと。従来ネットラジオの楽曲使用料が売上の 10～12%であるのに対し、衛星ラジオは 7.5%だったが、この不平等を是正し両者 7.5%とすること。
- ・ 著作権料委員会が設定している 1 チャンネル最低 500 ドルの規定を撤廃すること

#### インターネットラジオ合意法の内容

インターネット平等法案の審議は、既存の地上波メディアの反対もあり、停滞した。しかし、徴収団体との交渉が進展しつつあったネットラジオ側は、2008 年選挙による連邦議会の休会時期を前に、問題の解決を再度議会に訴えた。休会前に何らかの法制定を実現させ、徴収団体との著作権料の合意の有効性を迅速に確保する必要があったためである。2008 年 9 月、インスレー、ワイデンの両議員は超党派でインターネットラジオ合意法案を提出した。これは小規模インターネットラジオ合意法と同様に、具体的な使用料、条件は一切規定せず、著作権料徴収団体がネットラジオ局と交渉をし、インターネットでの著作権料を決定できると規定されている。形式的にも、2002 年小規模インターネットラジオ合意法の改正となっており、文言を「小規模商業インターネットラジオ局」を「商業インターネットラジオ局」に変更し、適用を求めて CRB に、関係団体が合意した利用料を提出する期限を「2009 年 2 月 15 日より前とする」に変更した。これにより、2005 年 1 月分から最大 11 年間、ネットラジオ局の規模を問わず、関係団体の交渉の結果が、そのまま CRB の著作権料の決定とされることとなる。

この法案の審議は、順調に進んだ。法案に賛成する議員からは、CRB の決定は尊重に値するとしながらも、ネットラジオと権利者が合意を形成しつつあるにもかかわらず、CRB の使用料決定後には、その合意を反映させる法的制度がないことは疑問である、民間の合意事項に公はできるだけ介入すべきでない、ネットラジオのビジネスモデルはなお発展途上で、その存続を危うくする CRB の新利用料は、一考の余地がある等の意見が出された。また、CRB の利用料決定権が法定のものであるにもかかわらず、後から再度法律で手直しするようなこの法案に基本的には反対しつつも、今回は受け入れざるを得ないとした上で、ネットラジオが、利用料に関する騒動を繰り返し議会に持ち込むことを牽制する意見を述べる議員もあった。